

様式第10号 (第5条関係)



年 月 日

朝霞市議会議長 様

議員名 田口淳

政務活動費収支報告書 (議員用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和5年度(令和5年4月分～令和5年12月分)政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
政務活動費	180,000-	@ 20000 x 9
利子等	0	
合計	180,000	

2 支出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費	180,000-	事務所(西沢ビル1-7-17)
合計	180,000-	301号

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円

6 971655 530328



品番 J-032 2年用
東京エスエス製薬 A社

領収証

番号 30/30

田辺 様

2 年 用

発行日 年 月 日

丸尾 様
丸尾 様

契 約 条 件

領収印鑑

収入印紙	収入印紙
------	------

令 2 年 9 月 1 日
 三 5 年 8 月 31 日

内 訳

1 年 用	22,000	=	7,500		
2 年 用		=	5,000		
		=	8,000		
		=	12,500		

この領収証は二年間通用致し金銭の受取について
 なるものでありますから大切に保管して下さい。

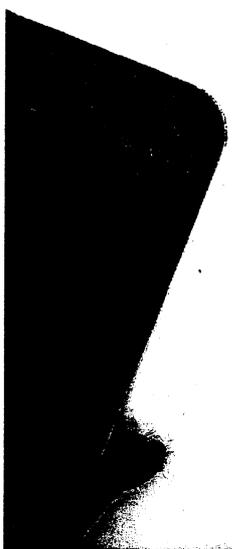
計 22,000

4年 12月分	4年11月30日 受取りました	領収 印鑑 7248 ¥ 374.-	¥ 88,000.-
5年 1月分	4年12月27日 受取りました	領収 印鑑	¥ 88,000.-
5年 2月分	5年1月31日 受取りました	領収 印鑑 7448 ¥ 1,683.-	¥ 88,000

5年 3月分	5年2月27日 受取りました	領収 印鑑	¥ 88,000.
5年 4月分	5年3月31日 受取りました	領収 印鑑 7448 ¥ 374.-	¥ 88,000
5年 5月分	5年4月28日 受取りました	領収 印鑑	¥ 88,000.-

5年 6月分	5年5月31日 受取りました	領収 印鑑 7/28/2000 7/28/2000	7/28/2000
5年 7月分	5年6月30日 受取りました	領収 印鑑	7/28/2000
5年 8月分	5年7月31日 受取りました	領収 印鑑 7/28/2000 7/28/2000	7/28/2000

5年 9月分	5年8月30日 受取りました	領収 印鑑	7/28/2000
年 月分	更新9月分 受取りました	領収 印鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印鑑	



契約事項

1.

1. 保証金の有無にかかわらず毎月 **末** 日限りこの領収証と共に相違無く持参の事を確認致します。

田辺 様

5年 9月分	5年8月30日 受取りました	領収 印鑑	
5年 10月分	5年9月29日 受取りました	領収 印鑑 7,900	
5年 11月分	5年10月30日 受取りました	領収 印鑑	

5年 12月分	5年11月24日 受取りました 74,000円	領収 印	収 鑑 780,000 ✓
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印	収 鑑
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印	収 鑑

年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印	収 鑑
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印	収 鑑
年 月分	年 月 日 受取りました	領収 印	収 鑑

貸室賃借契約書

15万円以上
200円未満
借主
貸主

所在地 千葉県市西井町酒造173(丸尾ビル)

住宅の一部 階 1 室 (30/号室) 契約人員 名

賃料 一ヶ月金 75000 円也 管理費等 一ヶ月金 5000 円也
(管理費等は別紙別記)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は、2012年9月1日より2013年3月31日迄の
向う3年同とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し借料金、敷金、保証
金の有無にかかわらず、2012年9月1日より2013年3月31日迄の更新する
ことが出来る。

第2条 乙は翌月分の賃料を毎月5日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する
方法にて支払うこと、1日、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞りした場合は借料金、
敷金、保証金の有無にかかわらず、甲は催告の上本契約を解除し、乙は即時明け
返すものとする。

第3条 賃借は別状のまま、居住のみを目的として使用することとし、甲の文書による
承諾なくして乙は人員の増減、賃借物の増減及び修繕費は本物件の用途
・修繕等々の理由を変更してはならない。尚、明け渡しの際には原状回復費用と
して、(口頭部有りの場合)敷金、保証金より
10%は甲の承諾の上、無償にて償還するものとする。

第4条 乙の都合により、本契約を解除する時は、3ヶ前に通告し、期間終了と同時
に乙は完全に賃借を甲に明け渡し、立退料又はこれに相当する修繕費請求は絶対
にしないこと、但し、この際甲は借料金を前倒しに返済し、敷金、保証金は乙
に返還すること。

第5条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合意の上、賃料と別に支払い公租公課等は
甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は
甲乙合意の上、定めるものとする。

第6条 乙は故意過失を問わずに損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基
づき損害賠償をしなければならない。

第7条 甲の責任に基づきかつ乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に
請求しないこと。

第8条 乙が無断不在一ヶ月以上に及ぶ時は、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約
は当然解除され、甲は立退料の基に任意に内連品を任意の場所に保管し、又は意
知部分の上搬運に充当するも異議なきこと。

第9条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事
項を締結する。
①自ら若、暴力団、暴力団関係企業、総合若しくはこれらに準ずる者又はその
構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
②自らの親属(婚姻を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をい
う)が反社会的勢力ではないこと
③反社会的勢力に自己の名義を利用せず、この契約を締結するものではないこと。
④自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行
為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は借居を毀損する行
為をしないこと。

第10条

乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
①本物件を反社会的勢力の事務所等の活動の拠点に供すること。
②本物件又は本物件の周辺において、著しく騒音若しくは臭気な言動を行い、又
は威嚇を示すことにより、内近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
③本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさ
せること。
④本物件に於て風通し衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
⑤近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして大衆等の活動を興行する
こと。

第11条

甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、
何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出来る。
①第9条の締結に反する事実が明らかとなったとき。
②契約締結後に自ら又は親属が反社会的勢力に該当したとき。
又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除
することが出来る。

第12条

乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い
精算し、その証明書を甲に提出しなければならない。

第13条

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの借賃一切を負担するものと
する。

第14条

本件に關し紛争を生じたる場合は、当事者は関係法廷並びに慣習に依り差別的
に解決すること。

第15条

特約条項 / 別紙別記(別紙)①、②
2. その他 天保住宅管理組合

借主 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
貸主(甲) 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、
各一通を保有する。

今この年8月31日

住 所 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
氏 名 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
借主(乙) 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
氏 名 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
連帯保証人 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
氏 名 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
仲介人 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル
氏 名 住居 丸尾建設株式会社 字/丸尾ビル

副注者 登録番号 第 号 氏名

口入金 口保証金 預り証
金 220 円也 口敷金・口保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。
貴殿との本契約締結に際し本物件明け渡しの際、貴殿が本賃貸に關する一切の借賃を清算
したのちに間違いなく御返し致します。

尚、上記金額に対し賃料に充当又は、貴殿の借賃支払い並びに賃借設定等に使用される事
は、固くお断り申し上げます。

2012年09月22日 借主 丸尾建設株式会社 代表取締役 丸尾 隆

預り金
5万円以上
200円印紙
(借主印紙)
契約書に等しい

貸室賃貸借契約書

所在地 朝霞市西舟町1丁目17号(丸の内線)

住宅の一部 3階 量 / 室 (301号室) 契約人員 名

賃料 一ヶ月金 25,000円也 管理費等 一ヶ月金 5,000円也
(管理費等共ババババババ)

上記に就き貸主を甲とし、借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

- 第1条 賃借の期間は 令和5年9月1日より令和8年8月31日迄の向う3年間とする。契約期間更新に際して、乙は甲に対し権利金・敷金・保証金の有無にかかわらず、甲は甲が前住居を退去し、契約期間を更新することが出る。
- 第2条 乙は翌月分の賃料を毎月、日迄に甲方に持参し支払うか、又は甲の指定する方法にて支払うこと。万、乙が賃料を一ヶ月なりとも滞り納した場合は権利金、敷金、保証金の有無にかかわらず、甲は借主の上本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 貸室は現状のまま、居住の目的として使用することとし、甲の文章による承諾をなくして乙は人員の増加、賃借権の譲渡及び転貸し、本物件の改造・模様替え等の現状を変更してはならない。尚、明け渡しの際は原状回復費用として(口償却有りの場合)敷金、保証金より%償却するものとする。又は甲の承諾の上、無償にて残置するものとする。
- 第4条 乙の都合により、本契約を解除する時は、前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に貸室を甲に明け渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対しないこととする。但し、この際甲は前家賃を期間に於て精算し、敷金、保証金は乙に返還すること。
- 第5条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上、賃料と別に支払い公租公課等は甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は甲乙協議の上、定めるものとする。
- 第6条 乙は故意過失を問わず建物に損害を与えた場合は、甲に対し公正なる判断に基づき損害賠償をしなければならない。
- 第7条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盗難等を蒙った場合、その損失は一切甲に請求しないこと。
- 第8条 乙が無断不在一ヶ月以上及び時、敷金、保証金の有無にかかわらず本契約は当然解除され、甲は立会の基に随意室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上、賃料に充当するも異議なきこと。
- 第9条 反社会的勢力の排除に対し甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総合会若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - ② 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - ③ 反社会的勢力を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - ④ 自ら又は第三者に自己の名義を利用して、相手方に対する脅迫的言動又は暴力的行為及び、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。

第10条

乙は、本物件の使用につき、次の行為を行ってはならない。
① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇をすることにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
③ 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
④ 本物件に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引き起す恐れのあること。
⑤ 近隣の迷惑となるべき行為、その他甲の承諾なくして犬猫等の動物を飼育すること。

第11条

甲又は乙の一方について、次のいずれかの場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することが出る。
① 第9条の確約に反する事実が判明したとき。
② 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
又、乙が本契約条項に違反した時も、甲は何ら催告も要せずして本契約を解除することが出る。

第12条

乙は明け渡しの際、電気、ガス、水道等の各料金を明け渡し当日までに支払い精算し、その証明書或いは領収証を甲に提出しなければならない。

第13条

連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの債務一切を負担するものとす。

第14条

本件に関する紛争を生じた場合は、当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第15条

特約条項 1. 別紙特約事項あり ①、②
2. その他共同居住者取付書類
備考 更新時事務手数料

上記契約の証として、本契約書を 通作成し甲乙双方署名捺印の上、各一通を保有する。

年 月 日
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
取引主任者 登録番号 第 号 氏名

貸主(甲) 丸尾建設株式会社
借主(乙) 埼玉朝霞市三原1丁目88-56号
連帯保証人
仲 介 人

□敷金・□保証金 預り証

円也 □敷金・□保証金 正にお預り致しました。但し、無利息のこと。貴殿との本契約解約に際し本物件明け渡しの際、貴殿が本賃貸に関する一切の債務を清算したのちに間違いなく御返し致します。尚、上記金額に対し賃料に充当又は、貴殿の債務支払い並びに質権設定等に使用される事は、固くお断り申し上げます。